

## 広島県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

安芸高田市吉田町国司字高塚二八五の三、二八五の四、二八九の三、二八九の四、二九〇の四、二九〇の五、二九〇の七、二九四の三、三〇〇の三、三〇二の九、三〇二の一〇、三〇二の七八、三〇二の八〇、三〇二の八二、三〇二の八四、三〇二の八六、三〇二の八八、三〇二の九〇、三〇二の九二、三〇二の九四、三〇二の九五

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高塚二八五の四、二八九の四、二九〇の五
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）